

25府市保発第234号
平成26年1月15日

府中市国民健康保険運営協議会
会長 小野寺 淳 様

府中市長 高野 律 雄

府中市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

府中市国民健康保険税条例の一部改正について
国民健康保険における保険税賦課限度額の引上げについて
国民健康保険税の期割回数の変更について

2 答申期限

平成26年1月下旬

25 府国運発第 23 号
平成 26 年 1 月 22 日

府中市長 高野律雄様

府中市国民健康保険運営協議会
会長 小野寺 淳

府中市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

平成 26 年 1 月 15 日付 25 府市保発第 234 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

1 国民健康保険における保険税賦課限度額の引上げについて

国民健康保険税の賦課限度額を設定する理由は、収めた保険税の多少にかかわらず、だれでも同じ内容の医療給付を受けることになり、また、納税意欲の観点からも保険税負担を無制限とすることができないためである。

国は平成 20 年度の後期高齢者医療制度の発足以来、平成 23 年度まで合計 3 回 9 万円の法定限度額の引き上げを実施したが、本市では平成 22 年度政令改正後の限度額までの引き上げを実施し、現状で政令に定める賦課限度額と 4 万円の差が生じている。平成 26 年度税制改正大綱によれば、更に 4 万円を引き上げ、平成 26 年 4 月から実施するとしている。

仮に本市が現状の賦課限度額を据え置いた場合、法定限度額との差は 8 万円となり、国の示唆する賦課限度額の引き上げ幅や実施時期のルール化、保険者の都道府県化が実施された場合の保険税平準化の際には、本市の賦課限度額と法定限度額との差に比例して保険税の引上げ額が急騰することが予想され、本市被保険者への影響が憂慮される。

以上の理由により、平成 26 年度から医療給付費分保険税の賦課限度額を 50 万円から 1 万円引き上げ 51 万円に、後期高齢者支援金分保険税の賦課限度額を 13 万円から 1 万円引き上げ 14 万円に、介護納付金分保険税の賦課限度額を 10 万円から 2 万円引き上げ 12 万円にし、総額で現行の 73 万円から 77 万円とする。合計で 4 万円の引上げを実施し、平成 23 年度政令改正後の水準に合わせておくことが必要であるとの結論に達した。

2 国民健康保険税の期割回数の変更について

第6次府中市総合計画における収納率の目標値を目指すために策定された「府中市市税及び国民健康保険税の収納率向上基本計画」には、収納率向上への取組内容の柱の一つとして国民健康保険税の期割回数の見直しを含めた納付環境の整備が掲げられている。

本市は国民健康保険税の期割回数を6期としている。東京都26市中25市が8期以上で設定しており、保険税を同額とした場合には、本市における1期当たりの納付額が他市と比べて高くなる状況である。

一方、本市における事業不振等による収入減収を理由とした国民健康保険税の分割納付件数は、平成20年度から平成24年度までの過去5年では、年平均1,500件となっているとのことである。分割納付により1回当たりの納税額が低くなることで、被保険者の経済的負担の軽減とともに、当該年度における完納が図れるものとする。また、納税しやすい環境整備は、国民健康保険の被保険者が公平に享受すべきものであり、収納率向上のための必須条件である。

以上の理由から、国民健康保険税の期割回数を、現行6期に加え8月、翌年1月及び3月に納期を設定し、納税通知書発送の7月から翌年3月まで、毎月を納期とする、9期へ変更することが必要であるとの結論に達した。